

に聴く弁護士



判例から見る労働トラブルの防止対策

弁護士 森 美穂

21

忘年会シーズンに向けて

間もなく、忘年会シーズンがやってきます。一年間の仕事を労いあい親睦を図る目的的であっても、必ずしも参加者全員にとって楽しいものとは限りません。忘年会に関して気になる裁判例をご紹介します。

1、パワハラ

以前よりは随分減つているものの、宴席で上司が部下に飲酒を強要することがあります。

泊ホテル近くの居酒屋で、上司がビールを勧めたが、部下がグラスを手でふさぎながら、「飲めないんです。飲むと吐きますので、今日は勘弁してください」と言つて断つたものの、上司は「少しぐらいなら大丈夫だろう」とお前、酒飲めるんだろ」「俺の酒は飲めないのか」などと語気を荒げて執拗にビールを飲むことを強要し、部下が少し口を付けると再び酒を注いだことや、その後気分が悪く

なった部下がトイレで嘔吐した後、「酒は吐けば飲めるんだ」としてさらにお酒を注いだことがパワハラに該当するとして、他のパワハラ行為と併せて、上司の使用者である会社の損害賠償責任を認めたという事案です（東京高判裁平成25・2・27）。この事

件として、他のパワハラ行為と併せて、上司の使用者である会社の損害賠償責任を認められたという事案です（広島地判平成19・3・13）。会社は、この日の忘年会で前記の行為があつたことは認めたり、上司らの行為は宴会での雰囲気の中で宴会を行われたもので、女性たちも悪ふざけや大騒ぎをして上司らの行為をむしろ受け入れておらず、少なくとも嫌がつてはいなかつたのだから不法行為にはならず損害賠償責任はないと言反論しました。しかし、裁判所は、上司らの行為は暴力行為・性的嫌がらせ行為であつて不法行為にあたるとして会社に総額850万円の損害賠償責任を認めました。ただ

ついで、羽交い締めに盛り上がりがつた宴席の場で、女性たちがむしろ同調し騒いでいたとしても、雰囲気を壊してはならないという場合があります。どのような言動があり、少なくとも嫌がつてはいなかつたのだから不法行為にはならず損害賠償責任はないと言反論しました。しかし、裁判所は、上司らの行為は暴力行為・性的嫌がらせ行為であつて不法行為にあたるとして会社に総額850万円の損害賠償責任を認めました。ただし、多くの多くの人生経験を経た中高年であり、年下の上司の行き過ぎた行動を戒めるべき立場にあつたのに、むしろセク



案で部下の酒量は全部でコップ3分の2程度のビールでした。嫌がつている従業員に対し酒を強要してはならないことを社内徹底する必要があります。

2、セクハラ

広島セクハラ（生命保険会社）事件は、忘年会の席で、上司3名が部下の女性7名に対して抱き

ハラ行為を煽る結果となつたという落ち度があるとして損害額の2割が減額されています。

3、余興

忘年会は例年余興で盛り上がるという会社もあるでしょう。しかし、余興を強いられたとして会社が従業員から訴えられることは暴力行為・性的嫌がらせ行為であつて不法行為にあたるとして会社に総額850万円の損害賠償責任を認めました。ただこの事案では、女性たちの多くがかなりの人生経験を経た中高年であり、年下の上司の行き過ぎた行動を戒めるべき立場にあつたのに、むしろセク

知労働局紛争調整委員
イラスト・源 安孝
(森法律事務所所長、愛媛県議会議員)